

発行元: 青森県環境生活部県境再生対策室田子町現地事務所
〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044
FAX 0179-20-7045

県境再生対策室ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0620-kenkyo-top.html>

■ 不法投棄産業廃棄物の撤去実績について

【平成24年6月30日までの撤去実績】

(撤去量の単位: トン)

区 分	一次撤去		本格撤去				合計	
	平成16~18年度		平成19~23年度		平成24年度		平成16~24年度	
作業日数	521		1088		59		1668	
撤去実績	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量
	9,004	97,203	68,175	794,655	4,340	51,977	81,519	943,835

■ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が参議院で可決され、現在衆議院で審議中です。主な改正内容は、①法律の期限を平成35年3月31日まで10年間延長する、②県は支障の除去等に関する実施計画について平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならない、などとなっています。県では、現在実施計画の変更を検討しているところであり、今後改正法案の可決後に国が示す基本方針に基づき、原状回復対策推進協議会や住民説明会の開催等により田子町の意見等を聴取し、変更実施計画案を決定します。また、今後必要となる事業費についても、これまでと同様に国からの財政支援が受けられるよう国に対して要望しています。

■ 汚染土壌及び汚泥等付着金属くずの搬出・処理について

不法投棄現場敷地内に仮置きしていた汚染土壌について、八戸セメント県境再生共同企業体と運搬・処理業務に関する委託契約を締結し、6月28日(木)から搬出を開始しています。一日あたり約100トンの搬出予定です。田子町の企業(三田建材運輸(株)、(株)釜淵商事)もこの共同企業体の構成員として業務に携わっています。

また、汚泥と容易に分離することができない金属くずについて、運搬・処理業務をそれぞれ同和通運(株)及びエコシステム秋田(株)と委託契約を締結し、7月4日(水)から搬出を開始して処理を行っています。汚泥等付着金属くずは約120トンを平成25年3月末までに処理する予定です。

運搬車両の運行に当たっては、法定速度の遵守など、安全・安心を最優先に行いますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



汚染土壌搬出の様子(7月6日)



汚泥等付着金属くず搬出の様子(7月4日)

■周辺環境モニタリング調査結果について

○ モニタリング調査（水質）結果（平成24年度：第1回目）

4月25日（水）に周辺河川・湧水等2地点、周辺地下水4地点の水質について調査したところ、全ての地点で「環境基準」を超える値は検出されませんでした。

■ 県境発・環境再生啓発事業について

県では、田子町の他、処理施設所在市町村の小・中学生等を対象に、県境不法投棄事案に関する環境学習事業「県境発・環境再生啓発事業」を実施しています。

田子町内の学校では、これまで、田子小学校で出前講座（6月25日）、現場見学（7月17日）を、上郷小学校で出前講座（6月25日）、現場見学（7月9日）を、田子中学校で出前講座（6月21日）を実施しました。また、田子小学校と上郷小学校では10月に八戸セメントの見学を予定しています。

■ 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の開催について

（1）第42回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

5月19日（土）にアスパム（青森市）にて第42回協議会を開催しました。協議会では、①廃棄物の撤去実績、②地山の分析結果、③平成24年度県境発・環境再生啓発事業（計画）を報告したほか、支障の除去等に関する変更実施計画に定める事業内容と年度別事業計画（案）について協議しました。

この中で、これまでに実施した地山確認の結果及び平成24年3月に実施した簡易ボーリング調査の結果から再推計した産業廃棄物と汚染土壌量は、平成22年度に試算した124万5千トンから減少して117万1千トンとなったこと、廃棄物等の全量撤去はこれまでどおり平成25年度までに完了すること及び現場地下水の浄化については平成34年度までに終了することを示しました。

（2）第43回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

6月30日（土）にアラスカ会館（青森市）にて第43回協議会を開催しました。協議会では、①廃棄物の撤去実績、②県境部地下水等調査、③試験植樹モニタリング調査結果について報告したほか、①第42回協議会における委員意見及び県の考え方、②変更実施計画（素案）、③1,4-ジオキサンの排水基準追加に伴う浸出水処理について協議しました。県境部地下水等調査については、両県協議の上、共同でモニタリング井戸を4月末から6月上旬にかけて6本新設し、既存の井戸も含めて水質調査を実施したところ、本県側井戸だけでなく岩手県側井戸の地下水にも環境基準を超える1,4-ジオキサンが存在することが判明しました。1,4-ジオキサンを含む地下水が岩手県側から本県側に流入しているものと考えられるため、専門家の意見を伺ったうえで、岩手県に対し直ちに地下水の流入防止措置を講じるよう要請を行うこととなりました。

県境不法投棄現場見学会のお知らせ

県境産廃不法投棄現場及び浸出水処理施設の見学会を下記のとおり開催します。開催日時と参加申込方法、当日の集合時間などは次のとおりです。この機会に原状回復対策事業の進み具合を御覧ください。

- | | |
|------------|--|
| 1 開催日時 | 9月2日（日） 14時15分～15時30分 |
| 2 移動手段 | 田子町役場及び上郷公民館から専用バスで移動します。 |
| 3 集合場所・時間 | 田子町役場前（13:35）→上郷公民館前（13:55）→不法投棄現場（14:15） |
| 4 解散場所・時間 | 浸出水処理施設（15:30）→上郷公民館前（15:50）→田子町役場前（16:05） |
| 5 募集人員 | 40名（参加は無料です。なお、応募者多数の場合は先着順となります。） |
| 6 応募締切 | 8月17日（金） ※事前の申込みが必要です。 |
| 7 申込み・問合せ先 | 県境再生対策室 TEL 017-734-9261 FAX 017-734-8081 |

【県境不法投棄事案に関するお問い合わせ、御意見等は、田子町現地事務所まで（TEL 20-7044）】

なお、県境再生対策室のホームページで、現地事務所だよりのカラー版や各種お知らせ、資料などを見ることができます（<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/tayori.html>）。